

児童自立支援施設のあり方に関する研究会 参 考 資 料

○少年法等改正法案の概要	・ ・ ・ ・ ・	1
○児童自立支援施設の概要	・ ・ ・ ・ ・	2
○児童自立支援施設と少年院の比較	・ ・ ・ ・ ・	3
○児童自立支援施設の施設数、定員、現員の推移	・ ・ ・ ・ ・	4
○児童自立支援施設における家庭裁判所の決定による措置児童の割合	・ ・ ・ ・ ・	6
○児童相談所児童相談件数、警察少年相談件数、児童自立支援施設在籍数、少年院新収容者数の推移	・ ・ ・ ・ ・	7
○触法少年の行為態様別補導人員の推移	・ ・ ・ ・ ・	8
○夫婦小舎制の施設数の推移	・ ・ ・ ・ ・	10
○児童自立支援施設における中卒児童数の推移	・ ・ ・ ・ ・	11
○児童自立支援施設退所児童と少年院退院児童の状況	・ ・ ・ ・ ・	12
○児童自立支援施設退所児童の自立目標達成・未達成の割合	・ ・ ・ ・ ・	13
○児童自立支援施設の公設民営化に対する要望の概要	・ ・ ・ ・ ・	14
○児童自立支援施設に関する実態調査（調査結果）	・ ・ ・ ・ ・	18

少年法等改正法案について

1. これまでの経緯

15年12月	青少年育成施策大綱を決定。
16年 9月	法務大臣が法制審議会に対し、少年法等改正案要綱（骨子）を諮問。
17年 1月	法制審議会少年法部会が要綱（骨子）を可決。
3月	少年法改正法案閣議決定

2. 法案のポイント

1. 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査

警察の調査権の明確化

警察官は、触法少年・ぐ犯少年を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする。

- 注① 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
ぐ犯少年・・・将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
- 注② 調査の内容・・・任意の事情聴取、搜索、押収等（逮捕はできない）

重大な触法事件の原則家裁送致

都道府県知事（児童相談所長）は、重大な事件を起こした触法少年については、家庭裁判所送致の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 注③ 重大な事件・・・殺人、傷害致死、現住建造物等放火、強盗等

2. 14歳未満の少年の保護処分の見直し

少年院の入所年齢の下限（現行14歳）撤廃

14歳未満の少年であっても、初等少年院・医療少年院への入所を可能にする。

ただし、家庭裁判所が「特に必要と認める場合」に限る。

- 注④ 14歳未満の少年に対する処分（現行）・・・児童自立支援施設送致、保護観察等

3. 保護観察における指導を一層効果的にするための措置等

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

(児童福祉法第44条)

<対象児の具体例>

- ・ 窃盗を行った児童
- ・ 浮浪・家出の児童
- ・ 性非行を行った児童

2. 定員等の状況 (15.10.1現在/社会福祉施設等調査報告)

施設数	定員	現員	国立 2か所 公立 54か所 私立 2か所
58か所	4,363人	1,714 (39.3%)	

3. 年齢別入所児童数 (15.10.1現在/社会福祉施設等調査報告) (人)

0～6	7～12	13	14	15	16	17	18以上	計
2	191	271	515	504	147	66	18	1,714

4. 入所手続

施設への入所(通所も含む)は、都道府県知事(その委任を受けた児童相談所長)が児童福祉法に基づいて行う措置(行政処分)として行われる。

都道府県知事が入所措置を採るのは、

- ①保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、児童自立支援施設に入所させて指導を図ることが必要と認めた場合
 - ②少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置を採る場合
- の2つがある。①の場合は親権者の意に反して入所措置を採ることはできない。

5. 運営形態

運営形態として、大きく分けて夫婦小舎制と交替制がある。夫婦小舎制は、夫婦である児童自立支援専門員と児童生活支援員が児童と一緒に寮舎に住み込み、生活を共にしながら支援するという伝統的な形態である。交替制は、職員が交替で支援に当たる形態。

6. 職員配置等

○児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は通じて児童5人につき1人以上。

○平成16年度より、

- ・入所児童の早期家庭復帰等を図るため、総合的な家庭調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置。
- ・虐待を受けた児童の入所の増加に対応するため、被虐待児個別対応職員を配置。
- ・入所する被虐待児にきめ細かな支援を行うための心理療法担当職員等の確保の経費に充てる加算を創設。

○平成17年度より、

- ・施設内において他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童等を対象に、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置。

児童自立支援施設と少年院

	児童自立支援施設	少年院																																					
目的	<p>児童福祉法第44条</p> <p>児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設とする。</p>	<p>少年院法第1条</p> <p>少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者等を收容し、これに矯正教育を受ける施設とする。</p>																																					
対象年齢 (現行)	<p>18歳未満 (ただし、20歳に達するまで措置延長できる。)</p>	<p>14歳以上～20歳未満 (ただし、特別少年院は23歳、医療少年院は26歳に達するまで收容継続できる。)</p> <p>初等少年院(心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満の者) 中等少年院(心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者) 特別少年院(心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者) 医療少年院(心身に著しい故障のある、14歳以上26歳未満の者)</p>																																					
設置主体	<p>国 2か所 都道府県・政令市 54か所 民間 2か所</p>	<p>国 53か所(分院1を含む。)</p>																																					
入所経路	<p>・都道府県知事(児童相談所長)の措置 ・家庭裁判所の保護処分</p>	<p>・家庭裁判所の保護処分等</p>																																					
新入所 人員数	<p>1, 298人(平成15年度)</p>	<p>5, 823人(平成15年) 初等少年院(725人) 中等少年院(4, 831人) 特別少年院(112人) 医療少年院(155人)</p>																																					
新入所時 の年齢	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10歳以下</td><td style="text-align: right;">6. 6%</td></tr> <tr><td>11歳</td><td style="text-align: right;">5. 9%</td></tr> <tr><td>12歳</td><td style="text-align: right;">12. 5%</td></tr> <tr><td>13歳</td><td style="text-align: right;">28. 9%</td></tr> <tr><td>14歳</td><td style="text-align: right;">32. 1%</td></tr> <tr><td>15歳</td><td style="text-align: right;">11. 0%</td></tr> <tr><td>16歳</td><td style="text-align: right;">1. 9%</td></tr> <tr><td>17歳</td><td style="text-align: right;">1. 0%</td></tr> </table> <p>(※平成15年2月時点で在所していた児童の入所時の年齢)</p>	10歳以下	6. 6%	11歳	5. 9%	12歳	12. 5%	13歳	28. 9%	14歳	32. 1%	15歳	11. 0%	16歳	1. 9%	17歳	1. 0%	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: center;">(男子)</td><td style="text-align: center;">(女子)</td></tr> <tr><td>14歳</td><td style="text-align: right;">4. 6%</td><td style="text-align: right;">10. 2%</td></tr> <tr><td>15歳</td><td style="text-align: right;">9. 6%</td><td style="text-align: right;">16. 9%</td></tr> <tr><td>16歳</td><td style="text-align: right;">17. 7%</td><td style="text-align: right;">20. 9%</td></tr> <tr><td>17歳</td><td style="text-align: right;">23. 2%</td><td style="text-align: right;">18. 5%</td></tr> <tr><td>18歳</td><td style="text-align: right;">25. 1%</td><td style="text-align: right;">18. 9%</td></tr> <tr><td>19歳</td><td style="text-align: right;">19. 7%</td><td style="text-align: right;">14. 6%</td></tr> </table> <p>(※平成15年における新入所者の入所時の年齢)</p>		(男子)	(女子)	14歳	4. 6%	10. 2%	15歳	9. 6%	16. 9%	16歳	17. 7%	20. 9%	17歳	23. 2%	18. 5%	18歳	25. 1%	18. 9%	19歳	19. 7%	14. 6%
10歳以下	6. 6%																																						
11歳	5. 9%																																						
12歳	12. 5%																																						
13歳	28. 9%																																						
14歳	32. 1%																																						
15歳	11. 0%																																						
16歳	1. 9%																																						
17歳	1. 0%																																						
	(男子)	(女子)																																					
14歳	4. 6%	10. 2%																																					
15歳	9. 6%	16. 9%																																					
16歳	17. 7%	20. 9%																																					
17歳	23. 2%	18. 5%																																					
18歳	25. 1%	18. 9%																																					
19歳	19. 7%	14. 6%																																					
処遇形態	<p>開放処遇 (ただし、例外的に一部の施設において強制的措置あり)</p>	<p>非開放処遇 (ただし、一部の施設において開放的処遇が取り入れられている)</p>																																					
処遇体制	<p>・夫婦小舎制 ・交替制 ・併立制</p>	<p>・交替制</p>																																					
処遇職員	<p>・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員</p>	<p>・法務教官</p>																																					

○児童自立支援施設の施設数、定員、現員の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
昭和						
35	57	5,848	5,197	88.9%	2,641	2,655
36	58	5,995	5,463	91.1%	2,724	2,644
37	58	6,096	5,536	90.8%	2,810	2,818
38	57	6,126	5,282	86.2%	2,707	3,076
39	58	6,169	5,042	81.7%	2,364	2,725
40	58	6,276	4,698	74.9%	2,202	2,324
41	58	6,012	4,559	75.8%	2,166	2,116
42	58	6,017	4,521	75.1%	2,006	1,992
43	58	5,873	4,263	72.6%	1,735	1,937
44	58	5,719	4,072	71.2%	1,840	1,908
45	57	5,538	3,909	70.6%	1,707	1,831
46	57	5,211	3,773	72.4%	1,676	1,721
47	58	5,481	3,506	64.0%	1,574	1,862
48	58	5,487	3,100	56.5%	1,319	1,645
49	58	5,409	2,894	53.5%	1,322	1,488
50	58	5,289	2,844	53.8%	1,471	1,521
51	58	5,344	2,776	51.9%	1,604	1,582
52	58	5,283	2,752	52.1%	1,575	1,669
53	58	5,333	2,792	52.4%	1,759	1,517
54	58	5,247	2,835	54.0%	1,606	1,733
55	58	5,304	2,779	52.4%	1,782	1,757
56	57	5,234	2,895	55.3%	1,925	1,939
57	57	5,146	3,018	58.6%	1,954	1,981
58	57	5,116	2,899	56.7%	2,021	2,047
59	57	5,121	2,826	55.2%	1,941	2,017
60	57	4,989	2,696	54.0%	1,863	2,001

○児童自立支援施設の施設数、定員、現員の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率	入所人員	退所人員
61	57	5,021	2,650	52.8%	1,903	1,848
62	57	4,945	2,611	52.8%	1,638	1,792
63	57	4,912	2,373	48.3%	1,535	1,772
平成 1	57	4,893	2,280	46.6%	1,580	1,647
2	57	4,893	2,029	41.5%	1,392	1,590
3	57	4,756	1,961	41.2%	1,384	1,392
4	57	4,758	1,903	40.0%	1,234	1,256
5	57	4,658	1,903	40.9%	1,265	1,195
6	57	4,705	1,849	39.3%	1,067	1,233
7	57	4,580	1,755	38.3%	1,212	1,222
8	57	4,580	1,779	38.8%	1,200	1,123
9	57	4,582	1,828	39.9%	1,373	1,335
10	57	4,844	1,998	41.2%	1,394	1,277
11	57	4,510	1,862	41.3%	1,278	1,374
12	57	4,374	1,790	40.9%	1,248	1,291
13	57	4,210	1,794	42.6%	1,257	1,278
14	57	4,211	1,659	39.4%	1,178	1,295
15	58	4,363	1,714	39.3%	1,298	1,208

資料：1. 施設数、入所定員、在籍児童数は「社会福祉施設調査報告」

[昭和35年～46年は各年12月31日現在、昭和47年～平成15年は各年10月1日現在]

2. 入所人員、退所人員は「厚生省報告例」(年度累計)

○入所率が最高の年：昭和36年度 91.1%

○入所率が最低の年：平成7年度 38.3%

児童自立支援施設における 家庭裁判所の決定による措置児童の割合（％）

昭和53年度	昭和58年度	昭和63年度	平成5年度	平成15年度
12.4%	17.0%	22.1%	21.1%	28.7%

出典：全国児童自立支援施設運営実態調査

注）対象施設数：昭和53年度、平成15年度は58か所、昭和58年度・昭和63年度は57か所
平成5年度は、2施設のデータが不明であるため、55か所

※児童自立支援施設の入所経路

施設への入所は、都道府県知事（その委任を受けた児童相談所長）が児童福祉法に基づいて行う措置（行政処分）として行われる。

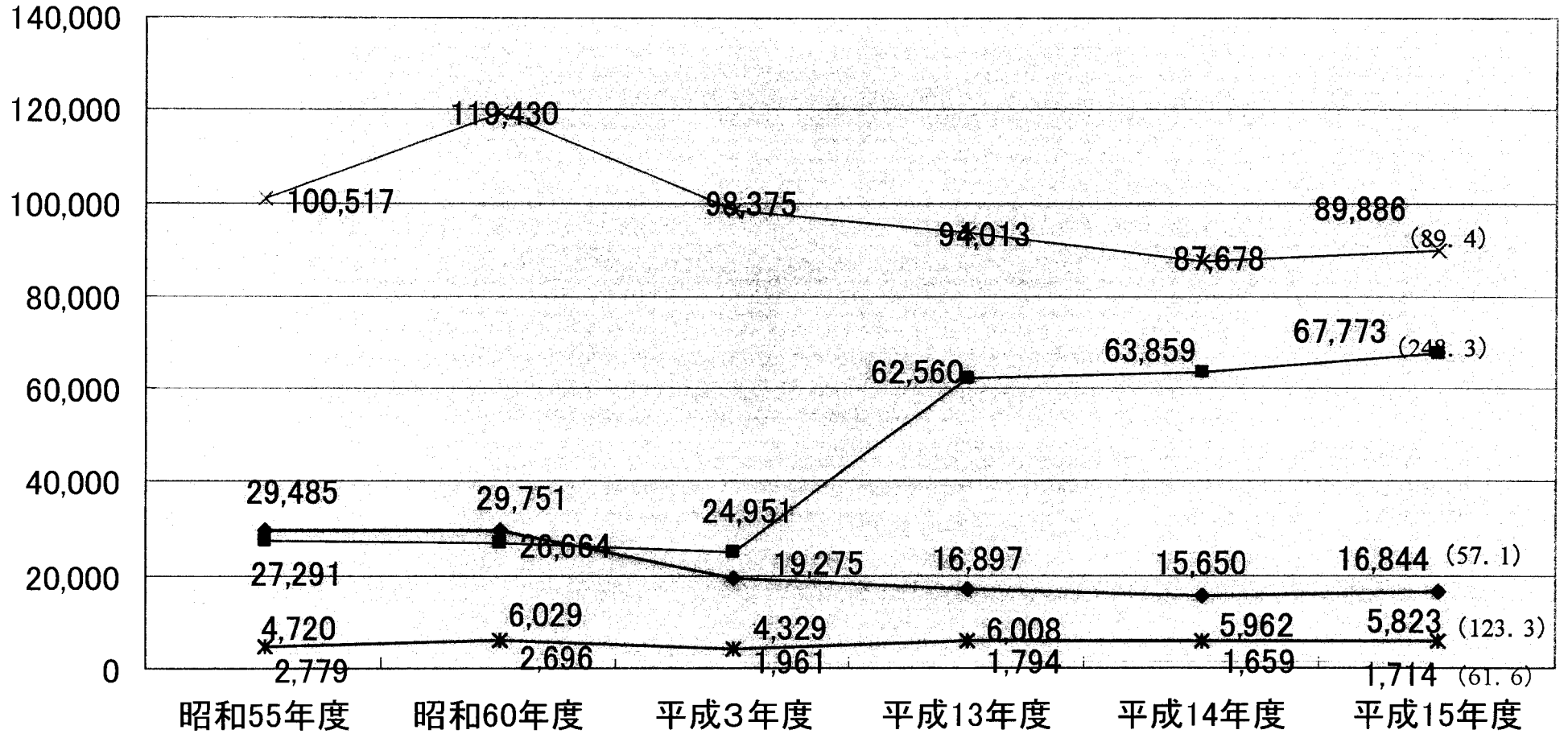
都道府県が入所措置を採るのは、

- ①保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、児童自立支援施設に入所させて指導を図ることが必要と認めた場合
- ②少年法に基づく家庭裁判所の保護処分の決定に従って入所措置を採る場合

の2つがある。

上記の数字は、措置児童のうち、②による措置の割合である。

児相相談件数・警察少年相談件数・児童自立支援施設在籍数・少年院新収容者数



◆ 非行関係相談(児相)
 * 警察の少年相談

■ 養護相談(児相)
 * 少年院新収容者

児童自立支援施設在籍数

※少年院新収容者数は年次集計、その他は年度集計
 ※()の数字は昭和55年度を100とした指数

触法少年の行為態様別補導人員の推移

(単位:人)

	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年
凶悪犯	261	292	260	262	185
殺人	2	1	4	1	0
強盗	21	39	51	33	23
放火	204	229	169	215	153
強姦	34	23	36	13	9
粗暴犯	3,084	2,921	3,397	2,657	2,074
凶器準備集合	129	117	105	55	48
暴行	779	654	770	614	412
傷害	725	752	695	673	601
脅迫	15	24	7	12	21
恐喝	1,436	1,374	1,820	1,303	992
窃盗犯	46,604	46,618	40,852	33,252	31,297
知能犯	3,914	4,096	3,582	3,084	2,817
詐欺	100	103	86	64	66
横領	3,808	3,986	3,491	3,014	2,744
その他	6	7	5	6	7
風俗犯	206	152	138	115	129
賭博	22	0	8	0	0
わいせつ	184	152	130	115	129
その他	1,806	1,936	1,574	1,416	1,502
合計	55,875	56,015	49,803	40,786	38,004

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年
凶悪犯	158	116	128	149	163
殺人	2	0	1	0	0
強盗	16	20	12	19	13
放火	133	94	112	129	147
強姦	7	2	3	1	3
粗暴犯	1,777	1,773	1,660	1,500	1,658
凶器準備集合	16	12	44	46	36
暴行	322	326	258	231	249
傷害	616	617	600	573	545
脅迫	4	6	1	1	2
恐喝	819	812	757	649	826
窃盗犯	28,494	22,237	21,396	17,711	19,477
知能犯	74	36	47	31	42
詐欺	68	34	44	30	32
横領	3	1	1	1	10
その他	3	1	2	0	0
風俗犯	84	98	81	65	82
賭博	0	0	6	0	0
わいせつ	84	98	75	65	82
その他	4,004	3,900	4,122	3,829	3,746
合計	34,591	28,160	27,434	23,285	25,168

出典:犯罪統計書(警察庁)

(単位:人)

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
凶悪犯	185	188	172	167	182
殺人	2	2	1	1	2
強盗	22	17	14	26	28
放火	142	165	151	132	147
強姦	19	4	6	8	5
粗暴犯	1,520	1,374	1,275	1,525	1,455
凶器準備集合	8	22	9	5	2
暴行	201	235	232	208	197
傷害	497	426	447	535	608
脅迫	19	10	12	4	8
恐喝	795	681	575	773	640
窃盗犯	18,715	18,016	18,189	20,745	21,493
知能犯	25	25	32	24	32
詐欺	23	25	29	21	32
横領	2	0	3	0	0
その他	0	0	0	3	0
風俗犯	56	83	89	108	95
賭博	0	5	8	2	0
わいせつ	56	78	81	106	95
その他	3,310	3,202	3,485	3,556	3,648
合計	23,811	22,888	23,242	26,125	26,905

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
凶悪犯	173	174	165	144	212
殺人	1	0	10	3	3
強盗	33	30	25	25	29
放火	127	129	125	102	166
強姦	12	15	5	14	14
粗暴犯	1,507	1,869	1,696	1,613	1,467
凶器準備集合	12	21	0	0	22
暴行	234	359	312	310	295
傷害	648	815	824	817	707
脅迫	8	21	18	13	34
恐喝	605	653	542	473	409
窃盗犯	16,968	14,840	14,128	14,257	14,448
知能犯	21	30	37	31	39
詐欺	18	25	33	31	28
横領	3	5	1	0	2
その他	0	0	3	0	9
風俗犯	81	95	110	131	132
賭博	0	1	0	0	6
わいせつ	81	94	110	131	126
その他	3,753	3,469	3,931	4,301	5,241
合計	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539

出典: 犯罪統計書(警察庁)

夫婦小舎制の施設数（推移）

	施設数	うち夫婦小舎制を実施 （一部他の形態を 実施している施設も含む）	割合 （％）	うち夫婦小舎制 のみ実施している施設	割合 （％）
各施設創立時 （明治～昭和）	57	37	64.9%	36	63.2%
S58年	57	37	64.9%	29	50.9%
平成8年度	57	29	50.9%	26	45.6%
平成9年度	57	29	50.9%	27	47.4%
平成10年度	57	28	49.1%	25	43.9%
平成11年度	57	28	49.1%	23	40.4%
平成12年度	57	27	47.4%	22	38.6%
平成13年度	57	26	45.6%	22	38.6%
平成14年度	57	25	43.9%	21	36.8%
平成15年度	58	24	41.4%	21	36.2%
平成16年度	58	23	39.7%	21	36.2%

出典：S58まで 児童自立支援施設運営ハンドブック

平成8年度～平成11年度、平成14年度、平成16年度は全国児童自立支援施設運営実態調査
（全国児童自立支援施設協議会調）

平成12年度、平成13年度、平成15年度は家庭福祉課調べ

児童自立支援施設における中卒児童数の推移

(単位:人)

年度	入所児童 総数 (各調査時点)	うち中卒児				計
		高校	公立	私立	その他	
昭和51年度	2,855	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和54年度	2,867	—	—	—	—	160
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.6%
昭和58年度	3,149	—	—	—	—	168
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.3%
昭和59年度	3,015	—	—	—	—	153
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.1%
昭和60年度	2,903	—	—	—	—	172
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	5.9%
昭和61年度	2,934	—	—	—	—	190
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	6.5%
昭和62年度	2,790	—	—	—	—	235
構成割合(%)	100.0%	—	—	—	—	8.4%
平成4年度	1,925	32	25	7	221	253
構成割合(%)	100.0%	1.7%	1.3%	0.4%	11.5%	13.1%
平成9年度	1,920	79	68	11	173	252
構成割合(%)	100.0%	4.1%	3.5%	0.6%	9.0%	13.1%
平成14年度	1,657	50	44	6	170	220
構成割合(%)	100.0%	3.0%	2.7%	0.4%	10.3%	13.3%

※昭和51年度から昭和62年度 全国教護院運営実態調査(各年度1月1日現在)

※平成4年度 養護児童等実態調査(平成4年12月1日現在)

※平成9年度 養護施設入所児童等調査(平成10年2月1日現在)

※平成14年度 児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

児童自立支援施設退所児童と少年院退院児童の状況

1. 児童自立支援施設を退所した後に家裁係属となった児童の割合

退所後の家裁係属の有無

	あり		なし		不明		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成5～7年度	628	25.5%	1,566	63.6%	270	11.0%	2,464	100.0%
平成11～12年度	289	25.0%	754	65.1%	115	9.9%	1,158	100.0%

(注)

1. 平成5～7年度分については、国立武蔵野学院教護院年長児童支援研究委員会「教護院における年長児童の自立を支援することについての研究(平成10年)」から引用。

※ 対象者:平成5年度・6年度・7年度に教護院を「進学」「就職」「進学・就職」で退所した年長児童(年長児童とは、中学校を卒業した者と年度3月1日以降の中学3年生を指す。)

手続き:調査票を各児童自立支援施設(当時は教護院)に送付し、担当者が調査し回答。

調査期間:平成9年9月22日～10月15日

(調査回収結果は、57施設のうち54施設(93.1%)で、対象者数は2,553名。)

2. 平成11～12年度分については、国立武蔵野学院・国立きぬ川学院児童自立支援施設入所児童の自立支援に関する研究～退所児童に関するアンケート調査を視点にして～(平成15年3月)」から引用

※ 対象者:全国の児童自立支援施設を平成11年度・12年度に自立支援を達成して退所した全児童
手続き:退所児童を担当した職員に対するアンケート調査を実施

調査期間:平成14年11月～12月

(調査回収結果は、57施設のうち44施設(77.2%)で、対象者数は1,360名。)

2. 少年院仮退院者の再処分率

	保護観察 終了人員	再処分率
平成6年	4,276 人	20.5 %
平成7年	4,027 人	21.5 %
平成8年	3,484 人	19.7 %
平成9年	3,540 人	22.4 %
平成10年	4,272 人	24.3 %
平成11年	4,571 人	22.5 %
平成12年	4,799 人	23.6 %
平成13年	5,397 人	25.3 %
平成14年	5,620 人	24.4 %
平成15年	5,731 人	23.5 %

(注)

法務総合研究所「平成16年版 犯罪白書」から引用

少年院を仮退院して保護観察中に罪を犯して再処分(懲役・禁錮になった少年(執行猶予を含む。)、罰金が科された少年、少年院に送致された少年、保護観察に付された少年、その他の合計)された割合。

※ 保護統計年報から推計される平均保護観察期間は約1年11か月である。

(家庭福祉課試算(粗い試算))

児童自立支援施設の退所児童に関する自立目標達成・未達成の割合

	自立目標達成						自立目標未達成						合計
	家庭復帰後就学	家庭復帰後就職	自立就職	措置変更	その他	小計	家庭引き取り	家裁送致	措置変更	行方不明	その他	小計	
昭和58年度	19.4%	27.2%	19.0%	3.7%	4.2%	73.5%	11.0%	9.8%	1.7%	2.7%	1.3%	26.5%	100.0%
昭和63年度	18.1%	35.2%	17.6%	4.2%	4.7%	79.8%	8.5%	7.4%	1.2%	2.1%	1.0%	20.2%	100.0%
平成5年度	18.7%	36.8%	10.4%	4.1%	8.0%	78.0%	9.0%	7.3%	2.6%	2.1%	1.0%	22.0%	100.0%
平成10年度	35.8%	21.4%	9.7%	4.8%	3.8%	75.5%	11.5%	7.8%	1.4%	2.0%	1.8%	24.5%	100.0%
平成15年度	46.6%	16.5%	6.6%	5.7%	5.0%	80.4%	7.5%	6.8%	1.6%	1.6%	2.1%	19.6%	100.0%

※平成5年度までは全国教護院協議会「全国教護院運営実態調査」より、平成10年度及び15年度は全国児童自立支援施設協議会「全国児童自立支援施設運営実態調査」による。

※自立目標達成の「その他」は里親委託などである。また、自立目標未達成については、それぞれ、「家庭引き取り」は無断外出等の後、親が無理やり引き取った場合など、「家裁送致」は施設内や無断外出中に問題を起こして家裁に送られた場合など、「措置変更」は国立施設等への措置変更、「その他」はやはり無断外出等の後のおじ、おばへの引き取りなどである。

児童自立支援施設の公設民営化について

1 公設民営化に対する要望等の経緯

- ① 平成15年10月17日に開催された経済財政諮問会議の中で、「行政サービスにおける民間開放の拡大の検討」について議論されたことを受け、内閣府が地方公共団体に対して「行政サービスのアウトソーシングを阻害する要因」についてアンケート調査を実施。
- ② 山形県、茨城県、佐賀県から「児童自立支援施設」について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第36条の都道府県による設置規定及び児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員について都道府県の吏員をもって充てる規定がアウトソーシングを阻害している要因としてあげられる。
- ③ このことに対し、厚生労働省に対して対応の方向が求められ、「児童自立支援施設は、犯罪を行った少年などについて家庭裁判所から送致を受けるという極めて公共性の高い施設であるため、地方公共団体において責任を持って専門性や安定性を確保する必要がある。しかしながら、専門性や安定性の確保が図られることを前提に民間社会福祉法人への委託について検討する余地があると考える。」（別添2）との回答を行い、平成15年11月26日経済財政諮問会議において公表されたところ（別添1）。
- ④ 平成17年第7次構造改革特区においても、横浜市から児童自立支援施設の公設民営化の要望が提出され、「児童自立支援施設の在り方を検討する中で、このことについても議論し、結論を出す」旨回答したところ。

2 公設民営化に向けての検討課題（論点整理）

公設民営化に向けては、以下の点について整理する必要があると考える。

① 児童自立支援施設は、家庭裁判所から送致を受けることのある極めて公共性が高い施設であることを踏まえ、他の児童入所施設とは異なるものと考えられる点

②民間社会福祉法人に委託をするにあたっての留意事項

専門性の確保、安定性の確保、人材の確保等をどのように担保していくのか。

③入所児童の無断外出時における事件、事故等に対する対応

児童自立支援施設は、開放処遇のもと、児童に対する援助を行っていることから、時に入所児童が無断外出をし、事件等を起こすことがある。他の児童入所施設と異なり、自由に外出を認めていない。

④学校教育の導入

他の児童入所施設においては、地域の学校に通うことが可能であるが、児童自立支援施設においては、その中で実施する必要がある、分校等の設置が必要。その導入状況は、約50%に留まっている。

⑤委託先の要件

⑥その他

行政サービスの民間開放等に係る論点について (抄)

平成 15 年 11 月 26 日
内 閣 府

現在、先進諸国では、新しい行政手法（NPM）の下で、官民の役割を見直し、時代のニーズに応じた再設計が進められているところであるが、わが国においても、行政サービスの民間開放を積極的に推進し、「3つの効果（①行財政の効率化、②住民サービスの質的向上、③雇用拡大・経済活性化）」を実現し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。

以下は、①官から民へ（民営化や官民競争の推進〔市場化テスト〕等を通じ、行政サービスの民間開放を拡大）、②国から地方へ（国が画一的に地方に関与する法制度等を見直し、地域の知恵や特性を反映しうる柔軟・弾力的な執行体制を実現）、③民需の拡大（地域の資源を有効活用し、事業機会や雇用の創出につなげる）の「3つの視点」を踏まえつつ、別紙の民間委託に関する調査において地方公共団体からの指摘がみられた項目を中心に、行政サービスの民間開放等を阻害する法令等の要因を洗い出し、論点をまとめたものである。

これらの検討等を通じ、地域のリーダーシップの下で、現場の知恵を生かした、柔軟・弾力的な地域再生への取り組みが可能となるように、環境整備を進めていくことが必要である。

1. 地域の公共施設の管理の民間開放等

(1) 公共施設管理のさらなる民間開放

地方公共団体の施設の包括的な管理を民間事業者が行うことを可能とする「指定管理者制度（平成 15 年 6 月地方自治法改正、9 月施行）」の導入は、行政サービスの民間開放に向けた大きな一歩であると評価される。

ただし、他の法令の規定等（※1）により、この制度が適用できる施設の範囲等が限定されているものについては、その制約をできる限り撤廃する方向で、さらに見直すべきではないかと思われる。

(※1) 「他の法令の規定等」の例

- ・ 道路法、河川法等個別の法律において公の施設の管理が限定される場合には、指定管理者制度をとることができないとの指摘がある。
- ・ 公民館の管理について、公民館の館長、主事その他必要な職員は教育委員会が任命することとされていることから、全面的な民間委託ができない（社会教育法）。
- ・ 児童自立支援施設について、都道府県が設置し、従事職員として児童自立支援専門員等を都道府県の職員をもって充てるという規制があるため、施設の管理・運営ができない（児童福祉法施行令）。

地方公共団体より阻害要因として回答のあった主なものについての各省の対応一覧（抄）

	概要	制度的阻害要件の内容	関係条文等	回答団体	関係省庁	対応の方法
1	児童自立支援施設の管理・運営	児童福祉法施行令第10条による都道府県設置及び従事職員として児童自立支援専門員等を都道府県の職員をもって充てるという規制があるため、児童自立支援施設の管理・運営ができない。	児童福祉法施行令第10条第5項	山形県 茨城県 佐賀県	厚生労働省	検討の 余地有り 児童自立支援施設は、犯罪を行った少年などについて家庭裁判所から送致を受けるという極めて公共性の高い施設であるため、地方公共団体において責任をもって専門性や安定性を確保する必要がある。しかしながら、 <u>専門性や安定性の確保が図られることを前提に民間社会福祉法人への委託について検討する余地はあると考える。</u>

○児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)

第三十六条 都道府県は、法第三十五条第二項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。

② 前項の児童自立支援施設における事務に従事する職員として、都道府県に児童自立支援専門員及び児童生活支援員を置く。

③ 児童自立支援専門員は、児童の自立支援をつかさどる。

④ 児童生活支援員は、児童の生活支援をつかさどる。

⑤ 第一項の児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は、当該都道府県の吏員をもって、これに充てる。

(昭二五政一七〇・昭二八政二八三・昭三二政一二八・平九政二九一・平一〇政二四・一部改正、平一四政二五六・旧第十条繰下)

※平成14年の政令改正により、第10条から第36条へ条文が移動された。